

回覧



かすみがうら市消防本部から
重要なお知らせ



令和8年1月1日から

火災予防条例が変わります！

何が変わるの！？



林野火災を予防するため**林野火災注意報・林野火災警報**が発令されるようになりました。火の使用（たき火、火入れ等）が厳しく制限されます。

～発令基準～

【林野火災注意報】

前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下
又は
前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されたとき

【林野火災警報】

【林野火災注意報】に加え、強風注意報が発表されたとき

警報発令時に違反すると
罰則あり！

林野火災注意報

発令された場合は、火の使用
制限が努力義務となります。



林野火災警報

発令された場合は、火の使
用制限が義務になります

規制の内容

「火の使用の制限」

- ①山林、原野等において火入れをしないこと。
- ②煙火（花火）を消費しないこと。
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤山林、原野等の火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域での喫煙をしないこと。
- ⑥残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

注意：火の使用制限に従わなかった場合

火の使用の制限に違反した場合は、消防法により罰せられる事があります。



30万円以下の罰金または拘留

周知方法

警報発令・解除の際は防災無線で放送します。

◆注意報についてはホームページ・アプリ等にてお知らせを実施します。

お問合せ先

かすみがうら市消防本部 予防課 ☎ 0299-59-0119